平成２２年（フ）第８５３号
横浜市鶴見区矢向６丁目17番４号　大和荘102
債務者　高橋みつ江
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５８号
横浜市戸塚区上矢部町2775番地１　レオパレスヒロタ104号
債務者　田口　順子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目30番32―１号
債務者　平岩　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３３号
横浜市神奈川区神奈川２丁目２番地15
債務者　中村　絵美（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３５号
横浜市港南区東永谷２丁目12番７号　ハイツ鈴木105号室
債務者　山崎　秋秀
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６１号
神奈川県藤沢市羽鳥５丁目８番37―201号
債務者　吉岡　幸栄
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７５号
横浜市港北区新横浜３丁目１番地２　Ｌ．ＡＰＲＹＬＥ402
債務者　笹　　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８５号
横浜市磯子区中原３丁目15番６号
債務者　岡田　良水
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１９号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目13番地９
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５１号
横浜市都筑区池辺町7000番地　ダイアパレスつづきの丘315号
債務者　山崎　明子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５２号
横浜市緑区長津田みなみ台５丁目25番地４パークヒルズ長津田302号
債務者　戸嶋真規子（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８８号
横浜市青葉区美しが丘４丁目12番地９　ヴェルデュール美しが丘203
債務者　鈴木さや香
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７号
岡山県津山市西吉田584番地３
債務者　重面　好江
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時20分　岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６８号
岡山県津山市皿1130番地３
債務者　前原　礼子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分　岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３３号
秋田県大仙市藤木字乙新藤木90番地２
債務者　佐藤竹四郎
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後４時30分　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２６６号
栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1711番地
債務者　戸﨑　優子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係